

古田史学の会・東海

東海 の 古 代

第99号 平成20(2008)年11月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

「東海の古代」別冊号の原稿募集締切り日迫る。

「東海の古代」96号で発表しましたように、平成20年12月で通算100号となります。100号発行を記念して、別冊号を発行します。

皆様方の投稿をお待ちします。

- ・内 容：古代史に関係する内容。(論文、紀行文、エッセー等)
- ・締 切 日：平成20年11月末日。
- ・原 稿：枚数は、特に制限は設けません。

なお、原稿はテキストファイル(ワード・一太郎ファイル等)でお願いします。
(テキストファイルで投稿できない場合は、個別に相談に応じます。)

- ・採用の有無：編集部に一任願います。

97号(平成20年9月)で発表した論評のうち、「ワカタケル」について改めて論究したものです。

ワカタケル考

名古屋市 石田敬一

1 はじめに～私の気持ち～

なぜ、私は、これほどワカタケルにこだわるのか。

それは、私がこだわりたいと言うより、むしろこだわらざるを得ない状況があるからです。また、古代史学の中では、根拠が希薄でも定説化して一般に受け入れられてしまっていることが多いように思うからです。

そうした不安定な定説を土台にして、さらにまた上へ上へと仮説は築きあげられ、定説化していきます。そして、相互の関係性が希薄な首尾一貫性のない、つぎはぎだらけの定説となっています。

現在では、定説で古代史を理解するのは難しくなっているように思います。

「漢の倭^わの奴^なの国王」にしろ、「日出づる処の天子=聖徳太子」にしろ、それが間違いのない史実であると信じている人がいかに多いか、というよりもほとんどの人がそのように信じていると思います。それはそのように学校で教えられたからでしょう。しかし、その実は偉い学者がそれほど緻密で科学的な根拠もないのに唱えたことに始まっているようです。そして現在

では定説がすでに陳腐なものになっているにもかかわらず、是正もされずに今も正しい歴史であるかのようにマスメディアで広がっていくことに危惧を持っているのです。

さらに問題と思うところは、ひとたび定説化されてしまうと、その定説を足がかりにすることで、さらに間違った結果を導き出してしまうことです。

2 ワカタケルと人名比定

なぜ歴史学者は、無理に「獲加多支鹵」をワカタケルと読もうとするのでしょうか。

それは、倭の五王の「武」にあてはまりそうな近畿の天皇は「幼武（若建）」の「雄略」であるという知識があって、また「武」は「東は毛人を征すること五十五国、西は衆夷を服すること六十六国、渡りて海北を平ぐること九十五国」であるから、近畿から離れた地方の鉄剣の銘文に刻まれた「獲加多支鹵」は、きっと「幼武」の雄略が地方を服従させたに違いないし、そしてワカタケはワカタケルにちがいないだろうからという想定があるように思います。

定説の本来の思考順序は、

倭の五王の「武」→近畿王朝の天皇→
「雄略」→「幼武」→「ワカタケル」→
「獲加多支鹵＝獲■■■鹵」

であると思うのですが、いつのまにか、稻荷山古墳出土の鉄剣と江田船山古墳出土の鉄剣の銘文の発見は、「幼武＝ワカタケル」すなわち近畿王朝が日本列島を関東から九州まで支配していた裏付けにされているのです。

ちょっと違うでしょう。思考の順序が逆でしょう。

倭の五王の「武」が「雄略」であることが明確になってから、その後はじめて「雄略」が「獲加多支鹵」かもしれないということになるんでしょう。しかし、定説は、稻荷山古墳出土等の鉄剣銘文を頑として「武」が「雄略」である根拠として譲りません。「武」＝「雄略」の根拠は、「雄略」の諱の一文字に「武」があることのみです。諱の一部を使って中国風一字名を名乗ったという他国の例もないようです。この人名比定が錯誤の原因であることについては、『失われた九州王朝』（古田武彦著）にわかりやす

く整理されていますので、それを次に簡潔に示します。

- 1 人名比定をまとめると次のとおりである。
讚：去来徳別（履中）の第2音「サ」から「讚」と表記。
または大鷓鴣（仁徳）の第3、4音の「サ」又は「ササ」から「讚」と表記。
珍：瑞齒別（反正）の第1字の「瑞」を「珍」と中国側が間違えた。
濟：雄朝津間稚子（允恭）の第3字「津」を中国側が間違えた。第3、4音の「津間」は「妻」を「サイ」と読み「濟」と書いた。
興：穴穂（安康）を間違えて「興」と記した。「穂」を「興」（ホン）と誤った。
武：大泊瀬若武（雄略）の第5字「武」をとった。
- 2 倭の五王について、天皇名の第1字をとったり、第2音をとったり、第3字をとったり、第5字をとったり全体として統一性がない。
- 3 「字」そのものをとったり「音」をとったりと一定するところがない。
- 4 以上のような恣意的な2つの方法を駆使してもなお足りず、誤写説へと走っている。
- 5 このような乱暴な原文改訂の手法は許されない。

つまり定説は、倭の五王について人名比定を根拠としており、「武」についても「大泊瀬若武」の第5字のみを根拠としているのです。しかし他の四王の無理な人名比定と考え合わせると、「雄略」を「武」とすることには説得力がありません。このような定説の人名比定は、もう陳腐としか言いようがありません。

万一、「武」＝「雄略」であるとしても、さらに「雄略」が「獲加多支鹵」である科学的証明はありませんから、「武」＝「獲加多支鹵」という根拠はないに等しいでしょう。

こうした希薄な根拠の上に立った定説が集まって作られた歴史観について、私はどうしてもなじめません。

いま、倭の五王の「武」が「雄略」であるかどうかについては、これ以上議論は深まらないので、私は「獲加多支鹵」の定説の読み方「ワカタケル」について考察しようと思います。

「獲加多支鹵」は本当にワカタケルと読めるのでしょうか。

私には、どうやっても「獲加多支鹵」をワカタケルとは読めないのです。私のような素人が調べても、「獲加多支鹵」をワカタケルと読む根拠はないことが明白です。

私は、「獲加多支鹵＝獲■■■鹵＝ワカタケル＝幼武＝近畿王朝の天皇」であるとするを根拠もなく頭から否定するよう主張しているわけではありません。「幼武」が日本列島を関東から九州まで支配していたという科学的根拠はありません。少なくとも科学的根拠もなく無理矢理、ワカタケルに結びつけるなど主張しているのです。

ここで、2008年9月の例会で主張した私の考えをもういちど整理しますと、次のとおりです。

- 1 江田船山と稲荷山の両古墳の築造年代が異なる。江田船山古墳は5世紀、稲荷山古墳は6世紀で、必ずしも同一時期とはいえない。
- 2 稲荷山古墳出土の鉄剣は「ワカタケル」とは読めず、漢音で「カカタシロ」と読める。
- 3 江田船山古墳出土の鉄剣は、「獲■■■鹵」で5文字中3文字は判読できない。
- 4 にもかかわらず、稲荷山古墳出土の鉄剣と江田船山古墳出土の鉄剣は、近畿王朝が関東から九州まで支配していた数少ない物的根拠であるかのように定説化している。
- 5、「獲加多支鹵」や「獲■■■鹵」を「ワカタケル」と読んで、だから「幼武(若建)」、そして定説では「近畿王朝のいずれかの天皇」だから「雄略」とする。その根拠はほとんどない。
- 6 「ワカタケル＝幼武」の証明もされていない。
- 7 さらに関東から九州まで近畿の天皇が統一していた根拠もない。

以上のことから、あまりにも論理が飛躍しすぎではないかと私は主張したわけです

3 ワカタケルの読み方

「獲加多支鹵」の読み方一つとっても、明確にワカタケルであると言えないでしょう。

なるほど明確にワカタケルと読め、かつ「幼武」としても無理はない。そのように説得してくれる論理があれば、私は「獲加多支鹵≠ワカタケル」にこだわる必要もないのです。

しかしながら「獲加多支鹵＝獲■■■鹵＝ワカタケル＝^{わかたけ}幼武＝近畿王朝の天皇」であると私を納得させてくれる仮説がないのです。また、このことが他の仮説の論理の根幹となつて、さらにその上に仮説が築き上げられ定説化していくことを私は恐れます。確からしいかどうかをしっかりと確認しなければなりません。だから、こだわらずを得ないのです。

「獲加多支鹵」の読み方ぐらひは、きちんと説明できないものかと思うのですが、これさえ論理的に明らかにできないようでは、「獲加多支鹵＝獲■■■鹵＝ワカタケル＝幼武＝近畿王朝の天皇」の説明はなしえないでしょう。

私は2008年9月の例会で、「支」は、漢音、呉音にも「ケ」という読み方はないので「ケ」とは読めないと主張しました。私のこうした意見に対して、上古音や万葉仮名では「ケ」と呼んだかもしれないという意見があります。

上古音そのものを私は不確かなものであると考えていますが、慎重を期すため、「獲加多支鹵」の文字に関して、上古音に繋がるとされる万葉仮名を調べました。

なお、以下の各表に掲げた万葉集に使われている仮名については、故林俊彦氏からいただいた中西進編『万葉集事典』(講談社文庫)を参考にしました。

- 1 「支」は、呉音でも漢音でも「シ」と読みます。「ケ」とは読みません。

また万葉仮名では、「支」は、「キ」と読みます。

たとえば、『万葉集』巻第十八の4113番の和歌では、「於保支見」を「おほきみ」と読ませています。(『万葉集』全訳注原文付(四)、中西進著、講談社文庫)

おほきみ とほ みかど ま
大君の 遠の朝廷と 任き給ふ
官のまにま み雪降る ……

於保支見能 等保能美可等 末支太末不
官及末余末 美由貴支布流

万葉集で「キ」の読みにあてられている字は次のとおりです。

キ	甲類	支	吉	岐	伎	棄	枳	企
		妓	寸	杵	來	服	—	—
	乙類	記	貴	紀	奇	騎	綺	寄
		城	木	樹	—	—	—	—

- 2 万葉仮名において、「ケ」に当てているのは次の字であって、「支」は「ケ」の読みには使われていません。

ケ	甲類	祁	家	計	鷄	介	奚	谿
		價	結	係	來	異	兼	監
		陰	—	—	—	—	—	—
	乙類	氣	既	毛	食	消	飼	削

- 3 従って、万葉仮名で「キ」としか読めないものを定説は「ケ」と読んでいたことがあらためて認識できました。
- 4 つまり万葉仮名でも「支」は「ケ」とは読む根拠は全く存在しないということです。当時も「支」を「ケ」とは読んでいなかった。そのように考えるほかないでしょう。
- 5 ワカタケルと読ませたければ、なぜ万葉仮名に使われた代表的な文字を使わないのでしょうか。万葉仮名で「キ」としか読めない「支」を使って無理に「ケ」と読ませる必要は全くないのです。
- 6 「支」は万葉仮名の読みを尊重すれば、「キ」です。呉音、漢音では「シ」です。
- 7 「ケ」と読むという定説の根拠は、呉音にも漢音にも万葉仮名にもまったく存在しないのです。

そもそも天皇の名前で「ケ」と読ませるときに使われているのは、顕宗天皇の「を計天皇」や仁賢天皇の「お計天皇」の「計」ではないかと思えます。

「支」を「ケ」と無理に読ませるのは、「ワカタケル」に無理矢理結びつけようとするご都合主義としか思えません。ましてや「獲加多支鹵＝獲■■■鹵」であるとか、さらには「獲加

多支鹵＝幼武」、ついには「獲加多支鹵＝近畿王朝の天皇」というのはあまりにも無理です。そう申し上げたいのです。

結論を再確認します。

「獲加多支鹵」の「加」「多」「支」はそれぞれ万葉仮名で「カ」「タ」「キ」に当てられています。また「獲」も「鹵」も万葉仮名の読みには使われていないようです。従って万葉仮名では「獲加多支鹵」は「■カタキ■」であって、「ワカタケル」と読ませることは不可能です。

万葉仮名でも「ワカタケル」と読むことができない。それが結論です。

定説は、『古事記』の^{おほつせのわかたけのみこと}大長谷若建命や、『日本書紀』の^{おほつせわかたけのみこと}大泊瀬幼武尊から「獲加多支鹵」を「若建」や「幼武」に結びつけようとするのです。しかしこれらの「若建」や「幼武」については「ワカタケ」と呼ぶことが多いにもかかわらず、「ワカタケ」は「ワカタケル」として、強引に「幼武＝獲加多支鹵」に導こうとしています。

とにかく、なんでも近畿王朝の天皇に結びつけようとする考え方が強すぎるように思います。

4 万葉仮名の「ワ」と「シ」

ところで、万葉名で「ワ」に当てているのは、次の字です。

ワ	和	輪	—	—	—	—	—
---	---	---	---	---	---	---	---

また「シ」に当てている字は次のとおりです。念のため。

シ	詩	斯	志	之	師	紫	新	四
	子	思	司	旨	寺	時	指	此
	至	次	死	悞	事	緇	詞	水
	信	式	礪	磯	為	僧	—	—

5 おわりに

私は、古田先生が唱える九州王朝というのは多元的史観の象徴だと思っています。

九州王朝が確実に存在したという文献はありません。ですから九州王朝とはどこにも書かれていないじゃないかということになります。一番弱弱点です。その一方で、定説は九州から近畿に東遷したと主張しています。というのも『古事記』にも『日本書紀』にも九州が出发点であるとはっきり書かれているからです。

『古事記』の記述のとおり最終目的地がなく九州から東の方へと侵略、侵攻した「東進」なのか、『日本書紀』の記述のとおり目的地が近畿だとはっきり目指した「東遷」なのかはさておいて、『古事記』も『日本書紀』も九州に権力が存在したことを前提に描かれています。また東の方にもそれぞれ国が存在したことが前提です。

だから九州王朝という言葉はなくても、九州王朝の存在は記述されていることと同じです。そして九州で出土した金印「漢委奴国王」の「委奴国」から古の倭奴国である「倭」が7世紀まで連綿として続いてきたという中国の資料から、九州に王朝が存在していたと古田先生は主張しているわけです。

枝葉末節ではなくこうした文献や物証から得られる大局観が大切です。こうした歴史観が大前提にあって、それから詳細を詰めていかななくてはなりません。

大局的な歴史観を抜きにしては、古代史は語れません。

このワカタケルに関して詳細を調べれば調べるほど、近畿の王朝に結びつけようとする定説の根拠は、希薄だということがわかります。定説は大局観も詳細部分も無理があるのです。

中国大陸でも、朝鮮半島でもダイナミックに国が存亡を繰り返します。これに反し日本列島においては、万世一系でずっと近畿王朝が日本の中心で、しかも5世紀には日本列島の関東から九州までを近畿の天皇が統一していたのでしょうか。私は違うと思います。

中国大陸や朝鮮半島の動向に応じて日本列島においてもダイナミックに国の存亡があり、時代の変遷に伴い出雲にも九州にも関東にも東北にも近畿にも王朝が存在したのではないかと思います。

前号に引き続いて、加藤勝美氏の「古代史の再検討―絶対年代の復元―」を掲載します。

目次

- 1 はじめに
- 2 不可思議な記紀の記述
- 3 記紀に記された年齢
- 4 暦法の開始
- 5 在位年数の問題
- 6 実年代の復元
- 7 稻荷山鉄剣銘（検証その1の準備）
- 8 江田船山鉄剣銘（検証その1の準備）
- 9 倭の五王をめぐって
- 10 武王について（検証その2の準備）
- 11 五王の検証（第2の検証）
- 12 天皇と五王の対応
- 13 日本の天皇、皇太子、皇子皆死去
- 14 「皆死去」の事実（検証3の準備）
- 15 実年代で検証する「皆死去」
- 16 天神は神にあらず
- 17 推古天皇の筈がない
- 18 開皇二十年の在位天皇
- 19 継体天皇の検証
- 20 『隋書』倭国伝をめぐって
- 21 倭国と倭国
- 22 二人大王制
- 23 皇后と皇太子
- 24 冠位12等
- 25 国書「日出處」等
- 26 推古朝検証の制約
- 27 推古朝は唐の時代
- 28 推古天皇の崩御年をめぐって
- 29 推古天皇の真の崩御年月日
- 30 記紀伝承の確かさ

古代史の再検討(9)

―絶対年代の復元―

名古屋市 加藤勝美

31 遣隋使と遣唐使

今回ぜひ検証の対象にしたいと考えているのは聖徳太子である。

太子については『古事記』に全く記載されていない。これまですべて『古事記』の崩御年を前提にして論述を進めてきた私にとって大打撃である。さりとて聖徳太子に限って『日本書紀』の記載を論拠にするのは首尾一貫しない。検証は断念しなければならないのだろうか？。

この問題は後回しにして、まずは「遣隋使と遣唐使に」について述べよう。

前回（第8回）論述したように、推古朝はまるまる唐の時代だった。642～660年（あるいは実質をとって643～660年）がその実年代と考えるとほぼ間違いないからだ。

となると、「遣隋使」は『隋書』倭國傳記載の2回は2回とも継体朝のことなので、『日本書紀』推古紀に記載されているのは、すべて「遣唐使」あるいは唐に関係する記述ということになる。

まず「遣隋使」だが、推計実年からいって、記載されているとすれば、それは『日本書紀』継体紀でなければならない。ところが、継体紀のどこを探しても「遣隋使」に結びつくような記載は見あたらない。「隋」に関する記載も見あたらない。これはどうしたことであろう。

「遣隋使」とは、要するに、「献上品」を差し出して臣下の礼を示すことであるから、気位の高い大和王朝がそんな事実は伝承記事に残さなかったのだろうか？。だが、それは論者の解釈であって、そう解釈したからといって不記載の事実は変わらない。残さなかった可能性はあるかも知れないが、「遣隋使」など派遣した事実そのものがなかったことも十分に考慮に入れなければならない。「隋」そのものの不記載は重い。論者の解釈によって、「権力者の不都合」だの「作為」だの、あるいは「権力者側の大義名分」だのを安易に持ち出すべきではない。こうしたものを持ち出して論ずれば、論者の好きなように結論をもっていけよう。

検討すべきは、先ず原文の文意をそのまま受け入れてみることでなければならない。ひとりよがりの珍説、浮説、怪説に墮することにならないためにも。

「隋」に献上したのは継体天皇ではないのだろうか？。その可能性はある。隋の煬帝に「天子」と記して国書を差し出した多利思比孤（注）

は、やはり近畿王朝ではなく、九州王朝の大王なのか？。近畿王朝の大王が「天子」と名乗っていた形跡はない。加えて、945年成立の『舊唐書』（『日本書紀』成立後二百年以上後の史書という弱みはあるものの）には、倭には倭国と日本国があって、「日本国は倭国の別種」と明記されている。事実、『舊唐書』は2国別々に記述している。そして倭国は「古倭奴国也」（昔の倭奴国である）としている。

多利思比孤は倭国の大王であって、継体天皇ではないのか？。古田武彦説に同調するわけではないが、十分に検討する価値がある。もしも同説が正しければ、「遣隋使」を送ったのは近畿王朝ではなく、九州王朝だったことになる。

他方、生存年代、在位年数、妻帯の大王といった諸条件の合致からみて、多利思比孤が継体天皇である可能性も高い。『舊唐書』の成立が『日本書紀』成立より遙か後代という弱点もあるし、ここで詳述できないが、『舊唐書』の記事自体にも混乱が見られる。さらに、『日本書紀』よりも先に成立した『隋書』倭國傳には、本論第7回で触れたように、竹斯國（筑紫国）は、都斯麻國や一支國と同じく単に經由国の一つとしてしか扱われていない。

この辺の論究はさておくとして、いずれにしろ、「遣隋使」、すなわち「隋」は継体と同時代であることだけはまちがいない。

次に、「遣唐使」。

第15表「推古朝の実年代」をご覧願いたい。同表は、後述する聖徳太子の検証の際に重要な表で、そのとき詳しい説明を行うつもりである。ここでは、643～660年にかかる「実年」の欄と「参考事項」の欄だけに着目していただければよい。

同表の記事は『日本書紀』の記事であるが、唐に派遣されたのは小野妹子で、唐に二度派遣されている。

『日本書紀』の紀年に従って整理すると次のとおりである。

・第1回目

推古15年（607年）秋七月 派遣

推古16年（608年）夏四月 帰国

・第2回目

15表

推古朝の実年代

推古年数	書紀	記紀	実年		参考事項
	西暦	年干支	西暦	年干支	
推古元年	593	50：癸丑	643	40：癸卯	聖徳太子、摂政開始。
推古2年	594	51：甲寅			
推古3年	595	52：乙卯	644	41：甲辰	
推古4年	596	53：丙辰			
推古5年	597	54：丁巳	645	42：乙巳	
推古6年	598	55：戊午			
推古7年	599	56：己未	646	43：丙午	
推古8年	600	57：庚申			
推古9年	601	58：辛酉	647	44：丁未	聖徳太子、斑鳩宮を造営。
推古10年	602	59：壬戌			
推古11年	603	60：癸亥	648	45：戊申	聖徳太子、冠位12階を制定。
推古12年	604	1：甲子			聖徳太子、憲法17条を制定。
推古13年	605	2：乙丑	649	46：己酉	聖徳太子、斑鳩宮に移る。
推古14年	606	3：丙寅			
推古15年	607	4：丁卯	650	47：庚戌	秋七月戊申朔庚戌、大禮小野臣妹子を大唐に遣わす。
推古16年	608	5：戊辰			夏四月、小野臣妹子大唐より、大唐使人裴世清らと筑紫に帰る。 九月辛未朔辛巳、唐客裴世清らの帰国に際し、妹子を随行派遣する。
推古17年	609	6：己巳	651	48：辛亥	秋九月、小野臣妹子等大唐より帰る。
推古18年	610	7：庚午			
推古19年	611	8：辛未	652	49：壬子	
推古20年	612	9：壬申			
推古21年	613	10：癸酉	653	50：癸丑	
推古22年	614	11：甲戌			
推古23年	615	12：乙亥	654	51：甲寅	秋九月、犬上君御田歙・矢田部造、大唐より帰る。
推古24年	616	13：丙子			
推古25年	617	14：丁丑	655	52：乙卯	
推古26年	618	15：戊寅			秋八月癸酉朔、高麗使、方物を献上して言った。「隋煬帝が30萬の軍勢を送ったが我国はこれを攻伐。」
推古27年	619	16：己卯	656	53：丙辰	
推古28年	620	17：庚辰			
推古29年	621	18：辛巳	657	54：丁巳	聖徳太子没：二月五日癸巳日（書紀）
推古30年	622	19：壬午			聖徳太子没：二月廿一日癸酉の翌日（すなわち廿二日甲戌）（釋迦三尊光背銘）
推古31年	623	20：癸未	658	55：戊午	
推古32年	624	21：甲申			
推古33年	625	22：乙酉	659	56：己未	
推古34年	626	23：丙戌			
推古35年	627	24：丁亥	660	57：庚申	推古天皇崩御：戊子年三月丁未朔癸丑日（書紀）
推古36年	628	25：戊子			推古天皇崩御：戊子年三月十五日癸丑日（記）= 齊明6年（660年）9月

推古16年(608年)秋九月 派遣
推古17年(609年) 九月 帰国

一見して「甚だしく不自然」ないし「およそ不可能」と感じられる筈だ。わずか2年の間に大和(飛鳥)と唐(長安)を2回も往復している。特に一回目は9ヶ月で往復している。むしろ唐が隋であっても事情は変わらない。隋も唐も同じ長安(現在の西安)を都としていた。

長安は遠い。飛鳥から直線距離でさえ約三千キロもある。9ヶ月は片道だけでも厳しい行程といわなければならない。

推古朝より相当後世の八世紀初頭の遣唐使の状況を、『日本史史料』(岩波書店発行)によって示すと以下のとおりである。

・その一

大宝 元年(701年)正月 派遣
慶雲 元年(704年)七月 帰国

・その二

大宝 2年(702年)六月 派遣
慶雲 4年(707年)三月 帰国

・その三

霊龜 2年(716年)八月 派遣
養老 2年(718年)十月 帰国

いずれも数年を要している。最短の場合(その三)でも2年と2ヶ月だ。推古朝より相当後世でこの状態である。9ヶ月で往復など「不可能」と断じてよいだろう。まして推古朝が2倍年暦時代とすればさらに「不可能」となる。このことから推古朝の「遣唐使」の実行はなかったか、あったとしても一回だけと断じてよいだろう。

したがって「唐客裴世清らの帰国に際し、妹子を随行派遣する」という『日本書紀』の記述は、『隋書』倭國傳の大業4年(608年)の記事を見て『日本書紀』推古紀の著者が記した可能性が非常に高い。伝承では推古紀は唐の時代だったのに、あたかも隋の時代のごとく(作為というより、『日本書紀』が割り振った年代を実年代として)扱ったために、不可能な往復記事になってしまった、とあってよいだろう。

ただ「遣唐使」は一回も実行されなかった、とするのは言い過ぎで、何らかの伝承に、小野

妹子が唐に派遣されたという記録が存在していた可能性も考えてよいであろう。

32 2倍年暦の形

今回の検証対象は、聖徳太子の生存実年代である。それを明らかにする手がかりは存在するのであるだろうか?。ここに貴重な金石文がある。世に名高い法隆寺金堂の「釋迦三尊像光背銘」である。が、これに入る前にその前提となる「2倍年暦の形」というものを考えておかなければならない。

前回、私は『古事記』に記されている「戊子年三月十五日癸丑日崩」という記述を手がかりに、推古天皇の実崩御年月日を追求した。その結果、当時使用されていた「2倍年暦」の「具体的な形」が見えてきた。もとより何の記録も残されていないので、確定的なことは言えないが、その「具体的な形」を捕捉しないと「釋迦三尊像光背銘」に迫れない。

すでに私たちは、「2倍年暦の形」に迫るために二つの手がかりを得ている。

一つは、『古事記』に記された15天皇の崩御年月日である。第2表がそれである。

同表から明らかに言えることが二点ある。

- a すべて日付は15日以内となっている。
- b 月に正月(1月)と12月が含まれていて、かつ、12を越える月はない。

このことから、先ず2倍年暦の一カ月は15日(一ヶ月29日の小の月は14日?)。だったらしいこと、月数は1~12月の12カ月制だったらしいことが分かる。

次に、明らかになった推古天皇の実崩御年月日、

660年(庚申)9月己亥朔15日癸丑

から、用いられていた基礎の暦日は元嘉暦であることが分かっている。

そして、ここからは私の推測になるが、暦博士ないし暦日の記録者は元嘉暦表を手中にしていたに相違ない。それなしには複雑な暦日をたどることはおよそ不可能だからだ。

つまり、こういうことになる。もしも2倍年暦が独自に干支の進行体系を築いていたとすれば、元嘉暦表からただちに当該年月日を探し出して当該干支をを確認することは困難だ。

元嘉暦は基本的に陰暦（月齢暦）であって、大の月（30日）や小の月（29日）があり、かつ、閏月が複雑に置かれる。〇〇年〇〇月〇〇日という記録を見て、それが元嘉暦の〇〇年〇〇月〇〇日に当たるなどということを探し当てるのは不可能とまではいわないが、不可能に近いであろう。

第2表 古事記崩御年月日

代	天皇名	古事記 没年令	日本書紀 没年令	古事記崩御年月日
10	崇神	168	119	戊寅年十二月
13	成務	95	107	乙卯年 三月十五日
14	仲哀	52	52	壬戌年 六月十一日
15	応神	130	111	甲午年 九月 九日
16	仁徳	83	143	丁卯年 八月十五日
17	履中	64	70	壬申年 正月 三日
18	反正	60	—	丁丑年 七月
19	允恭	78	—	甲午年 正月十五日
21	雄略	124	62	己巳年 八月 九日
26	継体	43	82	丁未年 四月 九日
27	安閑	—	70	乙卯年 三月十三日
30	敏達	—	48	甲辰年 四月 六日
31	用明	—	48	丁未年 四月十五日
32	崇峻	—	—	壬子年十一月十三日
33	推古	—	75	戊子年 三月十五日

注 崩御年が記載されている天皇のみ記載。

このことから、2倍年暦が独自に干支の進行体系を築いていたとはとても思えない。元嘉暦表を見れば一目で当該干支が分かるようになっていたに相違ない。

以上の点から2倍年暦の具体的な形が浮かび上がってくる。

まず第一に、元嘉暦の一ヶ月を二ヶ月として充当したのではないか、という点である。たとえば、元嘉暦の一月の1～15日を1月、16～30日を2月とする、という方法だ。あまりに単純でシンプルな方法だが、暦を使用するのは暦博士、占星術者などの専門家ではない。官人を始めとする一般の人々だ。シンプルこそが肝要で、元嘉暦表を見て、一目で暦日干支が確認できる。

第二に、年干支だが、第一点から自然に導かれるように、1～12月が普通年の一年に二度訪れるため、年干支は二つ進行させたのではないか、という点である。これは、元嘉暦表に前半と後半に各々別々の干支を記入しておけばよいから、これも単純でシンプルな方法である。

第三に、日付干支は元嘉暦をそのまま使用したのではないか、という点である。これを合致させておかないと、いつの干支か分からなくなって混乱してしまう。日付干支は毎日連続した干支になるから、一日でも狂わせると永久に狂ってしまう。そこで、1月、3月、5月、・・・、あるいは2月、4月、6月、・・・の、いわば前半月の朔日（ついたち）の干支を元嘉暦の朔日と全く同じにしておけばよいことになる。換言すれば、普通暦の月の末日と2倍年暦の隔月の末日の干支を合致させておけばいい。したがって、前半月の日数はすべて15日だが、後半月の日数は15日（大の月）と14日（小の月）と2種類あったと思われる。

これで2倍年暦の具体的な形は整ったように見える。ただ、疑問がないわけではない。

一つ目は、2倍年暦はいつ始められたかだ。元嘉暦の成立（438年）より後のことであるのは当然だが、ではいつかとなると、不明としかいいようがない。

二つ目は、2倍年暦の正月は普通暦の正月と同じだったか否かである。常識的には同じだったと思われるが、2倍年暦のそもそものスタートが、新年を種まき開始（旧暦2月）と収穫開始（旧暦8月）の時期と考えられるから、その可能性も十分にある。

三つ目は、閏月の処理である。一番シンプルでまぎれのない置閏法は、元嘉暦の閏月を2倍年暦でもそのまま閏月とすればよい。この点はほぼ間違いないと考えられるが、一応疑問点に挙げておこう。

以上、色々疑問があるが、これらは聖徳太子の検証過程で考えてみることにしよう。

3.3 推古朝の実年表

ここで、前回論じた検証を簡単にふりかえっておこう。

私は、推古朝がまるまる唐の時代だったことを次の二点によって示した。

第一点。

『日本書紀』推古紀の記事に従えば、推古紀は「唐の時代」という原伝承に基づいて書かれた、と判断せざるを得ない。推古紀中に「唐」は22カ所も登場するが、そのことごとくが、大唐、唐國、唐客、唐帝といった極めて自然な使われ方がされている。これが「隋」のことでないのは、同じ推古紀にちゃんと「隋の煬帝」と明記されているからである。「隋」はこの一カ所だけだが、一カ所で十分。推古紀の著者は明確に「隋」の存在を知悉していた。そもそも大国の「隋」と「唐」を同一名で呼んだり、混同するなどおおよそ考えられない。

第二点。

推古天皇の崩御は『日本書紀』の紀年よりも30年も後代の660年であり、まさに推古朝はまるまる「唐の時代」である。この事実を私は次の崩御年月日から証明を試みた。

古事記：戊子年三月十五日癸丑日

日本書紀：戊子年三月丁未朔癸丑日

両者は全く一致しているように見えるが、実は根本的に異なっている。

『日本書紀』の記す「癸丑日」は『古事記』の「癸丑日」とは全く異なるからである。『日本書紀』では3月7日なのに対し、『古事記』では3月15日だからである。

私は、『古事記』の「戊子年三月十五日癸丑日」は2倍年暦そのものの表記ではないか、という考えに想到し、それは元嘉暦で西暦660年9月（『日本書紀』では齊明天皇6年9月）であることをつきとめた。660年は推計実年の659年とほぼぴったり合致。驚いたことに、660年9月15日こそ2倍年暦の「癸丑日」なのである。

こうして、私は、『古事記』の「戊子年三月十五日癸丑日」は、2倍年暦そのものの表記であることを示し、推古朝はまるまる「唐の時代」であったことを論じた。

『古事記』の「戊子年三月十五日癸丑日」は2倍年暦そのものの表記であることが認められ、推古天皇の崩御実年が確定すれば、これは日本古代史上未曾有の大発見、とあってよいと

私は記した。が、それは今回とりあげる「聖徳太子の没年月日」の探求結果によって確固たるものとなるか否か、とあってよからう。

以上の結果に基づき、私は「推古朝の実年代」を作成してみた。それが先に紹介した第15表である。ここで同表を説明することとしよう。

第一の着目点は「記紀干支」欄だ。全く同一の干支だが、その意味するところは全く異なっている。「紀」すなわち『日本書紀』では普通年暦と捉えているから、西暦の進行と干支の進行が一致し、「書紀年」は西暦のとおりとなる。ところが、「記」すなわち『古事記』では2倍年暦であるから、『日本書紀』では36年進行する干支も18年しか進行しないのである。換言すると、2倍年暦は干支が倍速度で進行するため、「記紀干支」欄では見かけ上36年進行したように見える。

この様子を鮮明にしたのが「実年干支」欄で、これが第二の着目点だ。

「記紀干支」欄と見比べていただきたい。「記紀干支」欄（実は「記干支」欄）の干支がどんどん進行していくが、実際の干支（実年干支）は西暦年と同様半分のスピードでしか進行しない。

この第15表は、これが大方の人々（第三者）の支持を得られれば、非常に重要なものとなる。日本古代史の紀年が根本から変革してしまう、文字通り「歴史的ー表」となるに相違ない。

34 聖徳太子の没年月日

これで準備がととのった。さあ、いよいよ「聖徳太子の没年月日」の検証にとりかかろう。

聖徳太子の没年月日は、『日本書紀』では「辛巳年二月五日癸巳日」となっている。ところが、法隆寺の「釈迦三尊像光背銘」では「壬午年二月廿二日甲戌日」となっている。見かけ上1年余も異なっている。

これと同様、年月日が異なる例を、私たちはすでに推古天皇の崩御年月日で見ている。

第15表の「参考事項」欄に聖徳太子と推古天皇の崩御年月日を太字で示してある。これら4個の年月日を整理して示すと次のとおり。

・聖徳太子薨

日本書紀：辛巳年二月五日癸巳日

光背銘 : 壬午年二月廿二日甲戌日
 ・推古天皇崩
 日本書紀 : 戊子年三月丁未朔癸丑日
 古事記 : 戊子年三月十五日癸丑日

ここで、第16表をご覧願いたい。
 これは、推古天皇の眞の崩御年月日が、西暦660年(庚申年)9月15日だった、という研究成果に基づいて、元嘉暦と二倍年暦の対応表を作成してみたものである。ただし、すでに説明したように、二倍年暦の具体的な形はおおよそ二種類考えられる。一つは元嘉暦準用型とでも呼びうるタイプで、元嘉暦の1月を1月と2月、2月を3月と4月、・・・という風にそのまま2ヶ月づつ割り振っていくもの。もう一つは、生活型というか農民型というか、ともかく自然発生的に当てはめられたタイプで、元嘉暦の1月を前年の11月と12月に当て、稲の種まき開始月(元嘉暦2月)から新年をスタートさせたものである。この2種類を並べて表示させた対応表が第16表という次第である。

『古事記』の伝える「戊子年三月十五日癸丑日」という二倍年暦表記は、元嘉暦9月15日だった。これは、二倍年暦で後半の年の3月に相当する。「9月」が「3月」になっているのは、まぎれもなく、第16表「2倍暦(自然暦)」の欄においてだ。そして、すでに前回示したように、この月(元嘉暦の9月、二倍年暦の3月)の朔日干支「己亥」から数えて15日目がぴったり「癸丑日」なのである。

月や日の干支がぴったり合致することなど偶然ではあり得ない。そこでこの一例のみから、二倍年暦の確定と断じてよかろう。

だが、慎重を期して軌を一にする同様の事例が見つければそれに越したことはない。私の前にその期待に満ちた絶好の検証対象がある。「釈迦三尊像光背銘」と呼ばれる有名な金石文に刻まれた聖徳太子の没年月日である。これが二倍年暦の何らかの反映であるならば、推古天皇の場合と同じくぴったりいく筈である。

先ず、第15表によって推古天皇の崩御年が正しければ、聖徳太子の没年は西暦657年になることを確認願いたい。

第16表 推古天皇崩御実年干支
 ●660年(庚申年・斉明天皇6年)

元嘉暦			2倍暦			
月	大小	朔日干支	元嘉暦準用		自然暦	
			月	朔日干支	月	朔日干支
1月	大	壬寅	1月	壬寅	11月	壬寅
			2月	丁巳	12月	丁巳
2月	大	壬申	3月	壬申	1月	壬申
			4月	丁亥	2月	丁亥
3月	小	壬寅	5月	壬寅	3月	壬寅
			6月	丁巳	4月	丁巳
4月	大	辛未	7月	辛未	5月	辛未
			8月	丙戌	6月	丙戌
5月	小	辛丑	9月	辛丑	7月	辛丑
			10月	丙辰	8月	丙辰
6月	大	庚午	11月	庚午	9月	庚午
			12月	乙酉	10月	乙酉
7月	小	庚子	1月	庚子	11月	庚子
			2月	乙卯	12月	乙卯
8月	大	己巳	3月	己巳	1月	己巳
			4月	甲申	2月	甲申
9月	小	己亥	5月	己亥	3月	己亥
			6月	甲寅	4月	甲寅
10月	大	戊辰	7月	戊辰	5月	戊辰
			8月	癸未	6月	癸未
11月	小	戊戌	9月	戊戌	7月	戊戌
			10月	癸丑	8月	癸丑
12月	大	丁卯	11月	丁卯	9月	丁卯
			12月	壬午	10月	壬午
1月	小	丁酉	1月	丁酉	11月	丁酉
			2月	辛亥	12月	辛亥

注:「元嘉暦」欄は、内田正男編著『日本書紀暦日原典』(雄山閣1992年)による。

そこで、第16表と全く同じ考え方で西暦657年にかかる元嘉暦と二倍年暦の対応表を作成してみた。第17表である。

『日本書紀』の記す聖徳太子の没年月日を再掲するところだ。

日本書紀: 辛巳年二月五日癸巳日

これを推古天皇の場合と同様に考えると、「二月」と「癸巳日」は二倍年暦表記と全く同一だが、日付は異なっている筈である。ちょうど、推古天皇の崩御月日が『日本書紀』と『古事記』で「3月癸丑日」と干支が全く同一なのに、日付が異なっていたように。

『日本書紀』の編著者が見ていた推古朝の史料(原伝承)は二倍年暦表記だったのに、普通年暦(元嘉暦)表記と受け取っている。このために、推古天皇の崩御日は7日(紀)と15日(記)の差となって表面化したのである。

聖徳太子の没年月日の場合もこれと全く同様のことが言えるだろうか?。むろん偶然でそんなことは言える筈もなく、合致などあり得る筈

もない。しかも、推古天皇の場合より条件はさらに厳しくなっている。既に述べたように、推古天皇の検証によって、二倍年暦の具体的な形は元嘉暦準用型ではなく、自然暦型であることが確定している。聖徳太子の没年月日の場合はこの条件をも満たさなければならない。だが、日付干支は連続している。聖徳太子の没年月日が二倍年暦表記なら、必ず合致する筈である。これが推古天皇の真の崩御年月日を突き止めた時からの私の確信だった。

第17表 聖徳太子崩御実年干支

●657年(丁巳年・斉明天皇3年)

元嘉暦			2倍暦			
			元嘉暦準用		自然暦	
月	大小	干支	月	干支	月	干支
1月	大	庚申	1月	庚申	11月	庚申
			2月	乙亥	12月	乙亥
閏1月	小	甲寅	閏1月	甲寅	閏11月	甲寅
			閏2月	乙巳	閏12月	乙巳
2月	大	己未	3月	己未	1月	己未
			4月	甲戌	2月	甲戌
3月	小	己丑	5月	己丑	3月	己丑
			6月	甲辰	4月	甲辰
4月	大	戊午	7月	戊午	5月	戊午
			8月	癸酉	6月	癸酉
5月	小	戊子	9月	戊子	7月	戊子
			10月	癸卯	8月	癸卯
6月	大	丁巳	11月	丁巳	9月	丁巳
			12月	壬申	10月	壬申
7月	大	丁亥	1月	丁亥	11月	丁亥
			2月	壬寅	12月	壬寅
8月	小	丁巳	3月	丁巳	1月	丁巳
			4月	壬申	2月	壬申
9月	大	丙戌	5月	丙戌	3月	丙戌
			6月	辛丑	4月	辛丑
10月	小	丙辰	7月	丙辰	5月	丙辰
			8月	辛未	6月	辛未
11月	大	乙酉	9月	乙酉	7月	乙酉
			10月	庚子	8月	庚子
12月	小	乙卯	11月	乙卯	9月	乙卯
			12月	庚午	10月	庚午
1月	大	甲申	1月	甲申	11月	甲申
			2月	己亥	12月	己亥

注1:「元嘉暦」欄は、内田正男編著『日本書紀暦日原典』(雄山閣1992年)による。

2:「2倍暦(自然暦)」欄の閏月は当該月に置いたと推測した。

さて、聖徳太子の没年月日は「釈迦三尊像光背銘」ではこうなっている。

光背銘: 壬午年二月廿二日甲戌日

厳密に言うと、原文そのものにこう記されているわけではない。そこで、正確を期すために、関係部分の原文を紹介しよう。

法興元世一年歳次辛巳十二月鬼前太后崩
明年正月廿二日上宮法皇枕病弗愈

・・・中略・・・

二月廿一日癸酉王后即世 翌日法皇登遐

(『日本史史料』岩波書店発行より抜粋)

文の大意はこうである。

「辛巳年12月、鬼前太后(聖徳太子のご生母)が亡くなられ、翌年正月廿二日、上宮法皇(聖徳太子)は病の床につかれた。……

二月廿一日癸酉の日には太子の后が亡くなられ、さらにその翌日、太子が亡くなられた。」

つまり、一年ちょっとの間に太子のご生母、太子の后、そして太子自身が相次いで崩じられた、と伝えている。

辛巳年の翌年は壬午年、二月廿一日癸酉の日の翌日は、二月廿二日甲戌の日である。そこで「釈迦三尊像光背銘」は、聖徳太子の没年月日を「壬午年二月廿二日甲戌日」と伝えていることになる。

さて、「壬午年二月廿二日甲戌日」は二倍年暦表記ではなく、普通年暦の元嘉暦表記である。二倍年暦では月の日数が最大15日なのに、二月廿二日という日付となっているからである。さらに、「壬午年二月廿二日」の干支が「甲戌」となるのは、『日本書紀』紀年で推古30年(622年)の場合だからである。内田正男編著の『日本暦日原典』によって確認すると、「壬午年2月」の朔日干支は「癸丑」で、その22日目は「甲戌」なのである。そこで、聖徳太子の没年月日は、『日本書紀』も「釈迦三尊像光背銘」も共に普通年暦の「元嘉暦」によっていること、疑いない。

にもかかわらず、なぜ、両史料で聖徳太子の没年月日が大きく異なるのであろう？

『日本書紀』の成立よりも法隆寺は相当以前に建立されていて、その金堂に安置されたのが「釈迦三尊像」である。『日本書紀』の編著者は、当然「釈迦三尊像光背銘」の存在を承知していたに相違ない。そこには聖徳太子は「壬午年」に崩じられたとなっている。なのに、なぜ、聖徳太子の没年月日を「釈迦三尊像光背銘」と異なる「辛巳年二月五日癸巳日」と記したのであろう。

推古天皇の場合と同様、たとえば、なぜ「壬

午年二月癸丑朔癸巳日」と記さなかったのだろうか？。

答えは簡単、記したくとも記しようがなかったのである。なぜなら、「癸丑朔」では、2月中に「癸巳日」はなく、なんと翌月（3月）の12日にならないと登場しないのである。『日本書紀』の編著者は、推古天皇の場合と同様、月（2月）と「癸巳日」という日付は変更すべきではないと判断したに相違ない。元嘉暦表を調べると、「壬午年」の前年の「辛巳年二月」なら「癸巳日」が存在する。原伝承にあった「壬午年」は「辛巳年」の誤りだろう、と判断したに相違ないのである。

他方、「釈迦三尊像光背銘」の方は極めてシンプルである。没年月は原伝承どおり「壬午年2月」とし、日付干支の「癸巳日」は無視したのである。

「釈迦三尊像光背銘」が記す「二月廿二日」だが、もしもこれが二倍年暦表記を見て、普通年暦の日付を「二月廿二日」と割り出したとしたらどうであろう。否、割り出したのではなく、そもそも普通年暦なら、「二月廿二日」に相当すると伝えられていたらどうであろう。

これで問題は非常にシンプルになる。「二月廿二日」は二倍年暦表記なら、「三月七日」ないし「三月八日」となる。なぜなら、2月の日数は15日（大の月）ないし14日（小の月）しかないからである。

第17表をご覧願いたい。第16表と同様の趣旨に従って作成したものである。

第15表「推古朝の実年代」によって確認できるが、聖徳太子の実没年は西暦657年（丁巳年、『日本書紀』では斉明天皇3年）である。

第17表からただちに知られるように、西暦657年の元嘉暦は非常に厄介である。

第一に1月に閏月が置かれている。さらに、大の月と小の月が不規則に現れている。そのうえ、既述したように、推古天皇の真の崩御年月日は、同じ2倍年暦でも「自然暦型」に対応していることが分かっている。これらの条件をことごとく満たす「癸巳日」でなければならない。もちろんこのようにも複雑な暦日干支の一致を机の上で操作しようにもおよそ不可能といわなければならない。

はたして第17表の3月に「癸巳日」は登場するであろうか？。かりに登場したとしてもその日はぴったり7日ないし8日でなければならない。そのうえ、「癸巳日」は第17表の「2倍暦（自然暦）」の欄に出現しなければならない。一見神業かみわざとしか考えられない数々の合致があり得るであろうか。だが、私には、推古天皇の崩御実年月日が正しければ、聖徳太子の場合も合致する筈だ、という確信めいたものがあつた。順番にいこう。

先ず、第15表により、問題の「壬午年」は同じ西暦657年でも後半年であると確認できる。そこで第17表に移って「2倍暦（自然暦）」欄の後半年に目をやればよい。そしてその3月に焦点を合わせよう。元嘉暦表の「9月」の欄だ。その朔日干支は「丙戌」。同時にその前月（8月）は「小の月」であることが確認できる。ということは2月は14日間。目指す聖徳太子の崩御日は3月8日でなければならない。そしてその3月8日の干支はどんぴしゃり「癸巳」でなければならない。私は3月の干支を追った。

1日（丙戌）－2日（丁亥）－3日（戊子）
－4日（己丑）－5日（甲寅）－6日（辛卯）
－7日（壬辰）－8日（癸巳）

まさに3月8日の干支はどんぴしゃり「癸巳」なのである。

この驚異的な一致に納得できない人がいたら各自自ら確かめてみていただきたい。

こうして、『日本書紀』と「釈迦三尊像光背銘」が伝える聖徳太子の没年月日は、一見大きく異なって見えながら、実は全く同一の年月日を示していたことが判明したのである。

考えてみれば当然の結果である。聖徳太子は天皇と同等、ある意味ではそれ以上の存在だった人物である。その聖徳太子の没年月日が異なって記録される筈がない。なんら小細工を弄する必要もなく合致をみたのは至極当然な結果といわなければならない。それは、推古天皇の崩御年月日が『古事記』と『日本書紀』で異なって見えながら、実は全く同一の年月日を示していたのと同じことなのである。

推古天皇と聖徳太子の真の崩御年月日が突き止められたことの意義は甚大である。が、これ

に言及すると長くなるので次回に回したい。

(注) 「多利思比孤」の「比」について

「多利思比孤」の「比」は「北」だという人もある。最古の『隋書』本と目されている百衲本では「北」となっているからだ。古田武彦先学も「北」と捉え、本会の林伸禧さんも百衲本では「北」であることを確認している。

確認作業自体は「よし」としなければならない。が、「愛知県史」にかかわったことがある私の経験からいって、肝心の中国本国がそれに気づかなかったとはとうてい考えられない。まして『隋書』は国史である。中国本国の学者は、それまで出されていた『隋書』類を徹底的に調べ、校合した結果に基づいて中華書局の『隋書』は刊行されているに相違ない。百衲本では「北」となっていること百も承知だった、とみていい。

その中華書局本ではどうなっているだろう。「北」ではなく「比」となっている。百衲本に「北」とあるのを十分に承知しながら後代の史料によって「比」としているのだ。

普通、古い時代の百衲本を尊重する筈なのに、わざわざ「比」としている。これには、よほどしっかりした根拠なり理由なりがあるに相違ない。

「それはきっと日本側の学者の見解に左右されたに相違ない」といった反論をする向きがあるかも知れない。それは「失礼」という以上に「あり得ない」ことなのである。この平和時に、いったいどの国が、外国の見解に左右されて自国の国史の文言を左右させるというのであろう。事実、中華書局本の『三國志』魏志倭人伝は「邪馬臺国」ではなく「邪馬壹国」となっている。古田説が登場するまで日本の古代史学界はこぞって「邪馬臺国」としていたのに……。

すなわち、いくら日本側の学者が「邪馬臺国」と主張しようと「邪馬壹国」としているのである。

このような理由から、私は素朴に中華書局本に従っているだけなのである。私には中国本土が校合した結果である「比」を、それでも「北」と主張して対抗するだけの勇気もないし学識もない。了とされたい。

ひろば

「大化」は最初の年号か

瀬戸市 林 伸禧

表題は、瀬戸市内の書店で見つけた書物（森浩一著『古代史おさらい帖—考古学・考古学課題ノート—』、筑摩書房発行）の細目次です。近年、古代年号について述べている学者はあまりいないので、紹介します。

森浩一氏は、大宝以前の年号の存在について疑問を持っているようです。

氏は、大宝以前の年号について

日本史関係の辞書では、中国の制度にならって日本で元号を使い始めるのは大化元年（六四五）であるとしている。大化は五年までつづき、その二月に穴戸（長門）国が白雉を献上し、それを祥瑞として喜び、元号を白雉としたと『紀』は伝えている。

—中略—

白雉は五年までつづき、その後しばらく元号使用が途絶え、天武天皇の死の年でもある六八六年に一年だけ朱鳥があつてまた途絶えた。

—中略—

ところが遺跡から出土する墓誌や売地券に記された元号、あるいは出土木簡や伝世の文書などにしるされた元号は大宝以後の元号であつて、ぼくの注意の及ぶかぎりでは大化、白雉、朱鳥と記した同時代史料はない。

実際にあつた元号としても、普及はしなかつたようである。

と、『日本書紀』に記載されている大宝以前の年号について、考古学上での立場を述べています。また、その次に

「大化」の元号については、『紀』の記述では使っているけれども、同時代史料によって確認されるまではぼくは疑問におもっている。つまり「大化」は同時代には使われておらず、後に命名された可能性も高いのである。

と、孝徳紀の「大化」元号は、存在に疑問を呈しています。

しかし、同じ『紀』が白雉の改元については、

元号由来を説明しているのに、大化については何の説明もない。

乙巳の変など重要事件を次々と書いたのだから大化(激変)の意味がわかるだろういわんばかりである

と述べ、『日本書紀』以外の史料(宇治橋断碑の「大化」年号)について検討しています。

宇治橋の建造について、『帝王編年記』、『続日本紀』、『藤井寺市紀要』、『宇治市史』などの文献・論文を検討して

以上、橋についての記述が長くなったが、ぼくは道登による宇治橋の架橋は、近江の大津宮に視点をあわせてみると史実と考えてよいとおもう。ただし、それが「大化二年」だったかどうかは別問題とみている。

建立の年代は大津宮が計画されたときかあるいは大津宮のあった初期とみている。六七〇年の前後であろうか。

—中略—

このような国家的事業をおこなった天智の事跡が「大化」であったことを周知させようとしたように僕は感じている。

要するに「大化」の元号は孝徳や天智の在世中にはなかった。天武か持統のときに追使用されたとみられる。

と述べ、『日本書紀』の記述に疑問を呈しています。

また、元号を改める契機は、他の元号に比較して異質であると

以上のように大宝から天平までざっとみても、改元の契機は金や銅などの鉱物や霊泉、珍しい亀の発見などにもとづいていて、「大化」はやはり異質な建元とみてよからう。

と、最後に述べています。

氏は、『二中歴』等に記載されている古代逸年号(大宝以前の年号)をどの程度承知しておられるか分かりませんが、結果的には、古代逸年号を掲載している年代記の「大化」年号の通用時期と同じになりました。

・『二中歴』 : 大化元年は持統 9年

・『如是院年代記』: 大化元年は天武 14年

また、「大化」年号の意味するところは、一種の行政改革を行った時代の年号と理解すれば、他の年号と異質であったとしても良いと思

います。

「化」には、「あらたまる、うまれる、ばける、かはる(『大漢和辞典』)」等の意味があります。すなわち、「大きくあらためる」と理解できると思います。

10月例会報告

○ 古代史の再検討(8) —絶対年代の復元— 名古屋市 加藤勝美

筆者である私自身が、拙論を朗読する形で報告を行った。

そのポイントは、『日本書紀』推古紀の記事に従えば、推古紀は「唐の時代」という原伝承に基づいて書かれた、と判断せざるを得ない、という一点である。

第一に、推古紀中に「唐」は2カ所も登場するが、そのことごとくが、大唐、唐國、唐客、唐帝といった極めて自然な使われ方がされている。これが「隋」のことでないのは、同じ推古紀にちゃんと「隋の煬帝」と明記されているからである。「隋」はこの一カ所だけだが、一カ所で十分。推古紀の著者は明確に「隋」の存在を知悉していた。そもそも大国の「隋」と「唐」を同一名で呼んだり、混同するなどおよそ考えられない。

第二に、より重要な点は、推古天皇の真の崩御年は『日本書紀』の紀年よりも30年も後代の660年という事実を突き止めた点である。

以上の二点から、まさに推古朝はまるまる「唐の時代」であったと論じた。

私は、推古天皇の真の崩御年を、次の崩御年月日から証明を試みた。

古事記 : 戊子年三月十五日癸丑日

日本書紀 : 戊子年三月丁未朔癸丑日

両者は全く一致しているように見えるが、実は根本的に異なっている。『日本書紀』の記す「癸丑日」は『古事記』の「癸丑日」とは全く異なるからである。『日本書紀』では3月7日なのに対し、『古事記』では3月15日だからである。

私は、『古事記』の「戊子年三月十五日癸丑

日」は2倍年暦そのものの表記ではないか、という考えに想到し、それは元嘉暦で西暦660年9月（『日本書紀』では斉明天皇6年9月）であることをつきとめた。660年は推計実年の659年とほぼぴったり合致。驚いたことに、660年9月15日こそ2倍年暦の「癸丑日」なのである。

こうして、私は、『古事記』の「戊子年三月十五日癸丑日」は、2倍年暦そのものの表記であることを示し、推古朝はまるまる「唐の時代」であったことを論じた。

この結果に対し、出席者のお一人から、二倍年暦の具体的な形が不明との趣旨の質問がなされた。もっともな質問で、私自身ある程度予想していた質問だった。で、すかさず「次回に示します」と回答した。いわば大見得を切った形だった。私は内心、『日本書紀』と法隆寺の「釈迦三尊像光背銘」とで、聖徳太子の薨去年月日が異なって見える点を追求しようと考えていた。絶対自信があったわけではないが、私には必ず両年月日は一致している筈だ、という確信みたいなものがあった。それは、『日本書紀』と『古事記』で推古天皇の崩御年月日が異なって見えながら、一致していた点を突き止めた瞬間から生まれた確信だった。

両年月日が異なって見えるのは、『日本書紀』が普通暦で表記し、『古事記』が二倍年暦で表記していたからなのだが、全く同様に考えて、聖徳太子の薨去年月日の一致が示されれば完璧である。今回（第9回）の拙論でこの点を証明できてほっとしています。

○ 佐藤久男著「那須国造碑『見聞録』」の紹介 瀬戸市 林 伸禧

会員の佐藤久男氏から『多元』87号で掲載された原稿を送付されたので、紹介しました。

氏は、那須国造碑の碑文解読に、通説と古田説の2説がある。

通説：那須国造・追大壹→評督

古田説：評督→那須国造・追大壹

この2説について検討した結果、古田説が正しいとは判断されたが、古田武彦氏の「任命解釈」と「字句解釈」について矛盾を感じられて、新解釈を述べておられます。

また、これに関連して「評」制度の成立、「国造」の変遷について述べられ、「6～8世紀 地方行政制度の変遷」を発表されたのを紹介しました。

「ひろば」での原稿募集

エッセー、紀行文、各地の遺蹟・探方記事、書物の感想など何でも結構です。

また、古代史の研究の「ヒント」なる事項などは大歓迎です。

11月例会に参加を

日時：11月9日（日）午後1時30分～5時

場所：名古屋市市政資料館（第1集会室）

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・ 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・ 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容（無料）
- ・ウィルあいち（愛知県女性総合センター）地下駐車場：南隣、有料（30分170円）
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料（40分200円）

参加料：500円（会員無料）

今後の予定

12月例会：12月14日（日）名古屋市市政資料館

1月例会：1月11日（日）名古屋市市政資料館
例会は原則として毎月第2日曜日です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配布される場合は、なるべく「18部」をご用意願います。